



# フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン

ポートフォリオA(為替ヘッジなし)／  
ポートフォリオB(為替ヘッジあり)

追加型投信／海外／債券

毎月  
決算

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社

ファンドの運用の指図を行なう者

**フィデリティ投信株式会社**

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第388号

照会先

フリーコール：**0120-00-8051** (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

ホームページ：<https://www.fidelity.co.jp/>

受託会社

ファンドの財産の保管及び管理を行なう者 **三井住友信託銀行株式会社**



ファンド名	商品分類		
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
ポートフォリオA (為替ヘッジなし)	追加型投信	海外	債券
ポートフォリオB (為替ヘッジあり)			

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券(債券 (ハイ・イールド債)))	年12回 (毎月)	北米	ファミリーファンド	なし
				あり (フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

委託会社

## フィデリティ投信株式会社

設立年月日：1986年11月17日

資本金：金10億円(2021年6月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額…

3兆8,312億円(2021年6月末現在)



■この投資信託説明書(交付目論見書)により行なう  
フィデリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン ポート  
フォリオA(為替ヘッジなし)及びフィデリティ・ハイ・  
イールド・ボンド・オープン ポートフォリオB(為替ヘッ  
ジあり)の募集については、委託会社は、金融商品取  
引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年2  
月18日に関東財務局長に提出し、2021年2月19日  
にその届出の効力が生じております。

■ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合  
には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26  
年法律第198号)に基づき、事前に受益者の皆様に  
ご意向を確認させていただきます。

■ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)  
に基づき受託会社において分別管理されています。

■投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求  
いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。  
なお、販売会社にご請求された場合は、その旨を  
ご自身で記録しておくようにしてください。

# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

ファンドは、高水準の利息等収入の確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

## ファンドの特色

米ドル建高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)を主要な投資対象とします。

- 1 ●Ba格(ムーディーズ社)以下またはBB格(S&P社)以下の格付のハイ・イールド・ボンドを中心に投資します。なお、一部、格付を持たない有価証券にも投資します。

- 一部、米国以外の国の発行体のハイ・イールド・ボンドにも投資します。

- 一部、株式に投資を行なう場合があります。

2 個別企業分析に基づき、米ドル建高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)を中心には投資することにより、高水準の利息等収入の確保を図るとともに値上り益の追求を目指します。

- 個別企業の信用分析を綿密に行なうことで組入証券のデフォルト(利払い、元本返済の不履行または遅延)のリスクを可能な限り回避するとともに、格付の引き上げの可能性のある企業を選別し値上がり益の追求を目指します。

3 個別企業分析にあたっては、アナリストによる独自の企業調査情報を活用し、個別の企業の信用分析とポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。

4 ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

5 債券等の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

6 「ファミリーファンド方式」<sup>\*1</sup>により運用を行ないます。

ポートフォリオA(為替ヘッジなし)は、原則として為替ヘッジを行ないません。

ポートフォリオB(為替ヘッジあり)は、実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

また、販売会社によっては、ポートフォリオA(為替ヘッジなし)、ポートフォリオB(為替ヘッジあり)間にスイッチングが可能です。

※スイッチングの取扱い内容等について、詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

ポートフォリオA(為替ヘッジなし)は、ICE BofA<sup>\*2</sup> USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算)をベンチマークとします。

8 ●ICE BofA USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算)は、株式会社三菱UFJ銀行が発表する換算レートとともに委託会社が算出しています。

ポートフォリオB(為替ヘッジあり)は、為替ヘッジ付きのインデックスが存在しないため、ベンチマークを設定しません。

※市況動向、資金動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

\*1 ファンドは「ファミリーリティ・ハイ・イールド・ボンド・オープン・マザーファンド」を通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色および投資方針を含みます。

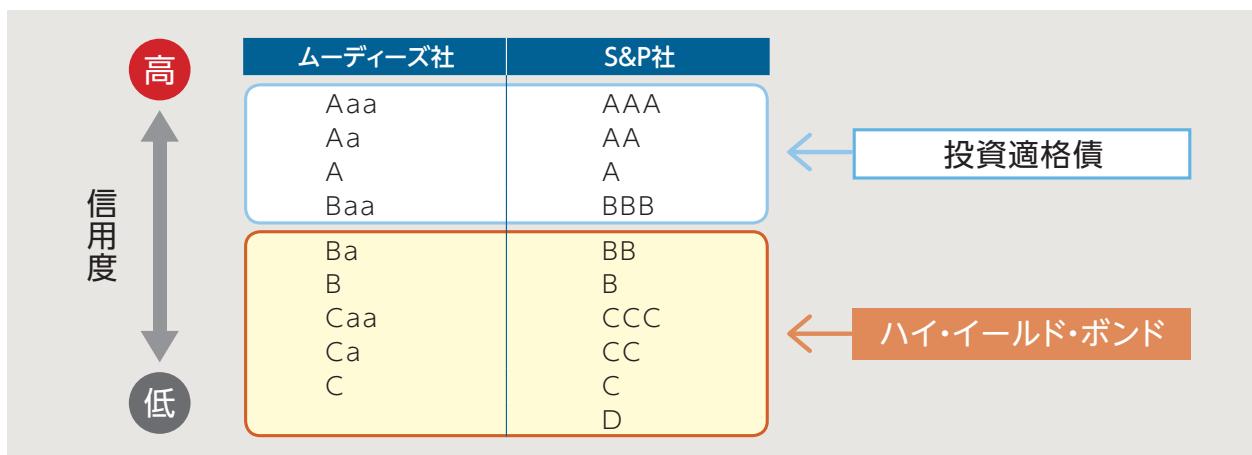
\*2 ICE BofAはICE BofA indexを現状有姿の状態でライセンス供与しており、同インデックスに関し保証したり、同インデックスおよびそこに反映され、関連している、あるいはそこから派生しているいかなるデータに関して、その適切性、品質、正確性、適時性、完全性を保証するものではありません。またICE BofAは、それらの利用に際し責任を負うものではなく、ファミリーリティ投信株式会社あるいは同社の商品やサービスにつき、スポンサー提供、支持、もしくは推奨するものではありません。

This Japanese translation of the disclaimer is for informational purposes only, and the English language disclaimer, which is available upon request, controls with respect to ICE Data Indices, LLC and the ICE BofA Indices.

# 1. ファンドの目的・特色

## ハイ・イールド・ボンドとは

米国では、ムーディーズ社やS&P社といった格付機関が、債券の元本、利息が償還時まで、どの程度確実に支払われるかを評価しています。Ba(ムーディーズ社)以下または、BB(S&P社)以下の格付けの事業債、および格付けされていないが、それらと同等の信用力と考えられる事業債をハイ・イールド・ボンドといいます。



## 米国ハイ・イールド・ボンドの特色

1. 米国国債に比較して、一般的に高利回りです。
2. 米国金利動向に影響を受けますが、米国国債に比較して歴史的に金利に対する相関度は低いことが見受けられます。
3. 債券を発行している企業の業績や、景気動向、格付動向に大きく影響を受けます。
4. 米ドル建て債券ですので、為替動向の影響を受けます。

## 運用の委託先

マザーファンドの運用にあたっては、FIAM LLCに、運用の指図に関する権限を委託します。

委託先名称	委託する業務の内容
FIAM LLC(所在地:米国)	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドに関する運用の指図を行ないます。

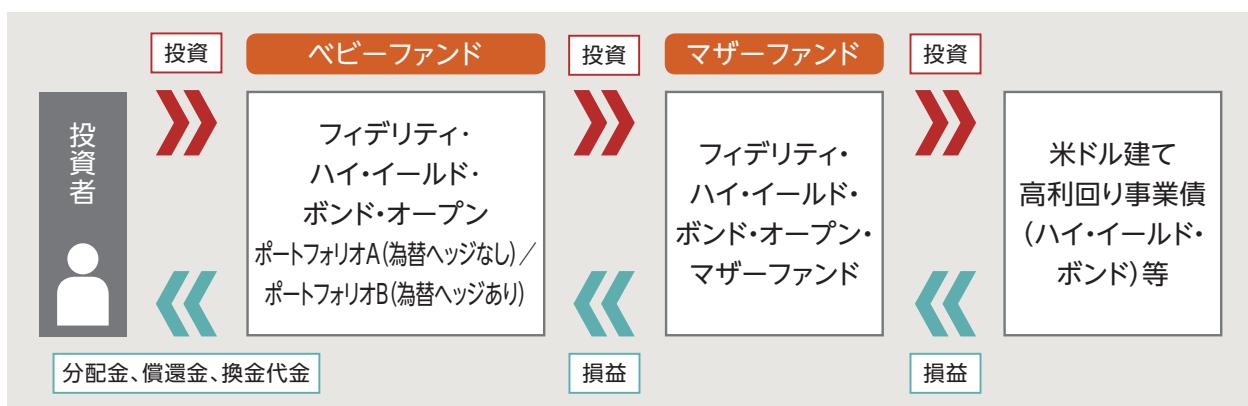
※運用の委託先が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

※FIAM LLCは、企業年金、公的年金、基金、財団、中央銀行、政府系ファンド、保険会社を含む世界各国の機関投資家を対象とした資産運用サービスに特化しています。FIAM LLCは米国を本拠地とするFMR LLCの子会社です。

※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託(再委託も含みます。)について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの仕組み



ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として米ドル建て高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)等へ実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。

## 主な投資制限

ハイ・イールド・ボンドへの実質投資割合	制限を設けません。
株式への実質投資割合	信託財産の純資産総額の20%以下とします。また、株式への投資は、優先株式、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使、社債権者割当等により取得するものに限ります。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の投資制限	信託財産の純資産総額に対して、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

## 収益分配方針

毎決算時(原則毎月22日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の収益分配方針に基づき分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利息等収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。※ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- 収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行ないます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

# 1. ファンドの目的・特色

## 収益分配金に関する留意事項

- 1** ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、それぞれの投資者ご自身の個別元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 2** 分配金は預貯金の利息とは異なり、分配金支払い後の純資産は減少し、基準価額の下落要因となります。
- 3** 分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落します。

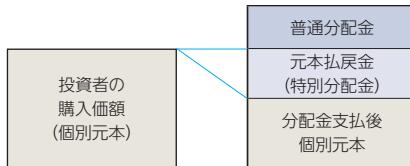
分配方針や頻度の異なるコースが存在する場合は、投資者は自身の選好に応じて投資するコースを選択することができます。販売会社によってはコース間でスイッチングが可能です。

- 1** 投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドの購入価額は、個々の投資者によって異なりますので、投資期間全体での損益は、個々の投資者によって異なります。

### 分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



### 分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



●「個別元本」とは、追加型投資信託の収益分配金や解約(償還)時の収益に対する課税計算をする際に用いる個々の投資者のファンドの購入価額のことを指します。

●「普通分配金」とは、個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

●「元本払戻金(特別分配金)」とは、個別元本を下回る部分からの分配金です。実質的に元本の払戻しに相当するため、非課税扱いとなります。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、「4.手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

- 2** 分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

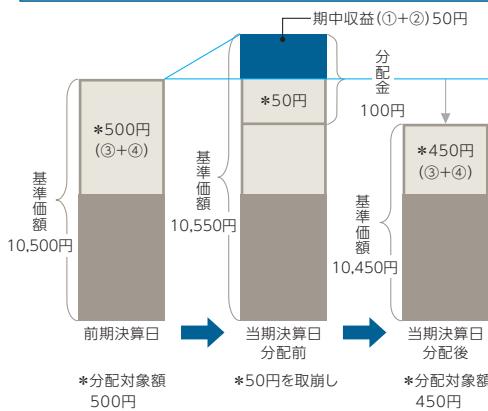
### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



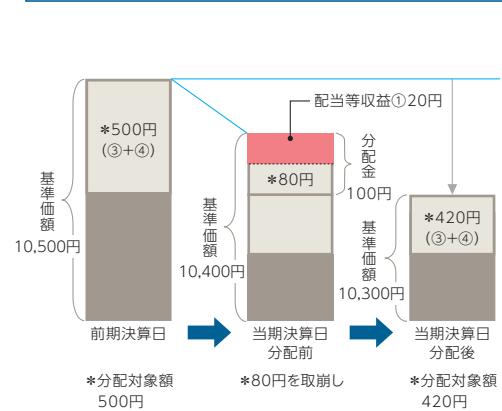
- 3** 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および收益率によってご判断ください。

投資信託は、当期の収益の他に、ファンドの設定から当期以前の期間に発生して分配されなかった過去の収益の繰越分等からも分配することができます。

### 前期決算から基準価額が上昇 当期計算期間の収益がプラスの場合



### 前期決算から基準価額が下落 当期計算期間の収益がマイナスの場合



※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

## 2. 投資リスク

### 基準価額の変動要因

#### 投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等(ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。)は以下の通りです。

#### 主な変動要因

価格変動リスク	基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。
信用リスク	有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。なお、ハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債に投資を行なう場合には、上位に格付された債券に比べて前述のリスクが高くなります。
金利変動リスク	公社債等は、金利の変動を受けて価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。
為替変動リスク	ポートフォリオA(為替ヘッジなし)は為替ヘッジを行なわないため、外貨建の有価証券等に投資を行なう場合には、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。ポートフォリオB(為替ヘッジあり)は為替ヘッジを行なうことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なう際に当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかる場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## 2. 投資リスク

### その他の留意点

クーリング・オフ	ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
エマージング市場に関する留意点	エマージング市場(新興諸国市場)への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。
上記の他、「ポートフォリオA(為替ヘッジなし)」には下記の留意点もあります。	
ベンチマークに関する留意点	ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

### リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

#### 運用部門

部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが、さまざまなりスク要因について協議し、ポートフォリオ構築状況をレビューしています。

#### 運用に関するコンプライアンス部門

法令および各種運用規制等の遵守状況について、モニタリングの結果を運用部門等にフィードバックしています。





## 4. 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社が受けたものを、当日のお申込み受付分とします。
購入・換金 申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日においては、スイッチングを含めお申込みの受付は行いません。
購入の申込期間	2021年2月19日から2022年2月18日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超えるご換金はできません。また、大口のご換金には別途制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	原則として無期限(1997年5月23日設定)
繰上償還	ファンドの受益権の残存口数がポートフォリオA(為替ヘッジなし)及びポートフォリオB(為替ヘッジあり)の合計で20億口を下回った場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	原則、毎月22日 ※決算日にあたる日が休業日となった場合、その翌営業日を決算日とします。
収益分配	年12回の決算時に、収益分配方針に基づいて、分配を行ないます。ただし、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。 販売会社との契約によっては、収益分配金は、税引き後無手数料で再投資が可能です。
信託金の限度額	ポートフォリオA(為替ヘッジなし)及びポートフォリオB(為替ヘッジあり)の合計で1兆円
公告	原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ( <a href="https://www.fidelity.co.jp/">https://www.fidelity.co.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	毎年5月、11月に到来するファンドの計算期間終了後及び償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA」の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2021年6月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。
スイッチング	販売会社によっては、ポートフォリオA(為替ヘッジなし)、ポートフォリオB(為替ヘッジあり)間にスイッチングが可能です。スイッチングに伴うご換金にあたっては、通常のご換金と同様に税金がかかります。 ※スイッチングの取扱い内容等について、詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

